

国民年金

お問合せ
国保年金課年金係

国民年金に加入して いる方の届出について

国民年金制度は、私たちの生活が損なわれないよう、皆で保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。職業などにより、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者に分かれ、20歳以上の全ての方が加入します。

▼本人が保険料を納める第1号被保険者：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業・学生・無職の方など

▼勤務先の給料から保険料が差し引かれる第2号被保険者：厚生年金・共済年金に加入している方

▼第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

それぞれ次のようなときには届出が必要です。届出を忘れてしまうと、老後の年金だけでなく、障害年金や遺族基礎年金が受けられなくなることもありますので、気を付けましょう。



第1号被保険者の 方が：



・会社などに就職して第2号被保険者になったとき：勤務先で手続きを行ってください。

・第2号被保険者である配偶者の扶養になったとき：配偶者の勤務先で手続きを行ってください。

第2号被保険者の 方が：



・会社などを退職して第1号被保険者になるとき：退職した日付を証明する書類、年金手帳、認印、身分証明書(運転免許証等)をお持ちになって、役場国保年金課

で手続きを行ってください。

第3号被保険者の 方が：



・会社などに就職して第2号被保険者になったとき：勤務先で手続きを行ってください。

・配偶者が第2号被保険者でなくなったとき：配偶者が退職した日付を証明する書類、年金手帳、認印、身分証明書(運転免許証等)をお持ちになって、役場国保年金課で手続きを行ってください。

・配偶者の扶養からはずれ第1号被保険者になるとき：配偶者の扶養からはずれた日付を証明する書類、身分証明書(運転免許証等)、年金手帳、認印をお持ちになって役場国保年金課で手続きを行ってください。

20歳になったら：

日本年金機構から送付される「国民年金被保険者加入届新規(20歳到達)」を、役場国保年金課へ届けてください。

国民健康保険

お問合せ
国保年金課国保係

交通事故などで保険証 を使う場合には「第三者行為の届出」を！

国民健康保険(国保)の被保険者が、「自分以外の人の行為(第三者行為)」によるケガや病気などで保険証を使う場合には、村に届出が必要です。

なお、第三者行為ではありませんが、自損事故で保険証を使う場合にも届出が必要です。ただし、飲酒運転や無免許運転などの悪質な法令違反による場合には、保険証を使うことはできません。



※第三者行為の最も代表的なものは交通事故で、ほかに他人の飼犬に咬まれた、暴行を受けた等があります。

第三者行為により病院などにかかった場合の医療費は、第三者が負担することになります(被保険者の過失分は除く)。よって、第三者行為の届出を行って保険証を使ったときは、かかった医療費のうち国保負担金(原則7割)を国保が一時立替払いをし、第三者が負担すべき医療費を後で国保から第三者に請求します。

【示談をする前】
被害者と加害者の話し合いがついて示談をすると、その示談が優先されます。

このことにより、国保で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、示談をするときは事前に役場国保年金課までご連絡ください。また、示談が成立したときには速やかに示談書の写しを提出してください。

【第三者行為の届出の方法】

役場国保年金課の窓口に必要な用紙がありますので、必要事項を記入のうえ、できるだけ早く提出してください。なお、交通事故の場合は、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書などの添付が必要になります。